

森林環境譲与税の使途について

平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境譲与税」が創設されました。森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。令和元年度決算における森林環境譲与税の充当先は以下のとおりです。

1 森林環境譲与税交付額 2, 3 6 5, 0 0 0 円

2 森林環境譲与税を充当した事業 (単位:千円)

事業名	決算額	左のうち、森林環境譲与税充当額
学校施設整備事業	19, 309	2, 365